

議題

IFRS のエンドースメント手続に関する計画の概要（案）

本資料の目的

1. 企業会計審議会は、平成 25 年 6 月 19 日に、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表した（以下、「IFRS に関する当面の方針」という。）。「IFRS に関する当面の方針」では、IFRS のエンドースメント手続の導入が記載されており、ASBJ が検討を行うこととされている。本資料は、ASBJ が実施する IFRS のエンドースメント手続に関する計画の概要の案を記載している。

エンドースメント手続の目的

2. 「IFRS に関する当面の方針」では、以下のとおり記載されている。
 - ◇ 「具体的なエンドースメントの手続¹については、まず、会計基準の策定能力を有する ASBJ において検討を行い、さらに、現行の日本基準と同様に、ASBJ が検討した個別基準について、当局が指定する方式を採用することが適当である。」
 - ◇ 「ASBJ において速やかにエンドースメントの検討が行われることを期待する。」
3. 上記を踏まえると、ASBJ において、エンドースメント手続を経た会計基準の開発を速やかに進めていくことが必要と考えられる。この文書では、当該会計基準を「エンドースメントされた IFRS」と略す²。

検討を行う組織、デュー・プロセス

4. 「エンドースメントされた IFRS」は、日本基準と同様に、企業会計基準委員会の議決により定めることとなる。
5. 詳細な検討を行うために、別途、「IFRS のエンドースメントに関する作業部会（仮

¹ 「IFRS に関する当面の方針」においては、エンドースメント手続について、自国基準への IFRS の取込み手続と位置付けられている他、個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば一部基準を削除又は修正して採択する仕組みとされている。

² ASBJ により開発された「エンドースメントされた IFRS」の個別基準は、日本基準の指定（財規、連結財規第 1 条第 3 項）と同様に、金融庁が指定することとされており、「エンドースメントされた IFRS」は、金融商品取引法上、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当することが想定される。したがって、ASBJ における「エンドースメントされた IFRS」の開発は、財務会計基準機構の定款の第 52 条における「企業会計基準委員会の職務（委員会は、専門的見地から、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及びその実務上の取扱いに関する指針の開発を行う。）」に含まれるものと考えられる。

称)」を設けてはどうか。当該作業部会は、IFRS、日本基準に精通した作成者、利用者、監査人及び学識経験者により構成する。

6. 「エンドースメントされた IFRS」の開発にあたり必要とされるデュー・プロセス（例：委員会の議決要件、公開草案手続等）は、日本基準の開発と同様に、財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準等の開発に係る適正手続に関する規則」と同等のものとなることが想定される。

「エンドースメントされた IFRS」の開発の方法

7. 「IFRS に関する当面の方針」では、「エンドースメントされた IFRS は、強制適用を前提としたものではなく、あくまでも任意適用企業を対象としたものとして位置づけるべきである。」とされている。また、IFRS の個別基準をエンドースメントする際の判断基準としては、以下のとおり記載されている。

◇ 「IFRS の個別基準をエンドースメントする際の判断基準としては公益及び投資者保護の観点から、例えば、以下の点を勘案すべきである。

- ・ 会計基準に係る基本的な考え方
- ・ 実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）
- ・ 周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）等

他方、削除又は修正する項目の数が多くなればなるほど、国際的には IFRS とは認められにくくなり、IFRS 策定に対する日本の発言力の確保等へ影響が生じる可能性がある。このため、我が国の国益も勘案しつつ、単一で高品質な会計基準の策定という目標を達成する観点から、削除又は修正する項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定すべきである。」

8. したがって、「エンドースメントされた IFRS」を開発するにあたっては、IASB が設定した個々の会計基準等について、修正することなしに採択可能か否かを、前項の判断基準にしたがって検討し、必要に応じて、削除又は修正して採択することになると考えられる。
9. 具体的には、修正することなしに採択可能か否かを検討するうえでは、IFRS と日本基準の差異を分析することにより、検討が必要な項目を抽出することが考えられる。
10. なお、「エンドースメントされた IFRS」は、我が国における会計基準となるため、日本語により作成することになると考えられる。

エンドースメント手続の対象

11. IASB の作成する IFRS の個別基準は以下から構成されるため、これらはエンドースメント手続の対象に含まれる。
 - ◇ 国際財務報告基準 (IFRS)
 - ◇ 国際会計基準 (IAS)
 - ◇ 解釈指針 (IFRIC、SIC)
12. 上記のほか、「財務報告に関する概念フレームワーク」を含めるか否かについては、他国におけるエンドースメントの取扱い等を分析して検討することとしてはどうか。
13. なお、上記のほか、必要に応じて、会計基準等の修正とならない範囲で、ガイダンスを作成することが考えられる。

スケジュール

14. 「IFRS に関する当面の方針」では、「ASBJ において速やかにエンドースメントの検討が行われることを期待する。」と記載されている。これを踏まえると、以下のスケジュールとすることが考えられる。
 - ① IASB により 2012 年 12 月 31 日までに公表された会計基準等につき、ASBJ によるエンドースメント手続の完了目標を、個別基準に関する検討の開始から概ね 1 年とする。
 - ② IASB により 2012 年 12 月 31 日以後公表される会計基準等のエンドースメント手続のスケジュールは、①の完了時に決定するものとするが、最終的には、IASB による会計基準等の公表後、原則として 1 年を ASBJ によるエンドースメント手続の完了目標とする (ただし、公表日から強制適用日までの期間を勘案して、個別基準毎に検討を行うこととする。)

以 上